

第十回 参議院經濟安定委員会會議録第十号

昭和二十六年三月二十九日(木曜日)午前
十時五十九分開会

本日の会議に付した事件

○臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(佐々木良作君) それじや委員会を開会いたします。

今日は十一回になると思いますが、前回は物調法を中心としまして一般の質疑を行いました、今日引き続きまして先ず物調法の審議をお願いしたいと思います。前回のときに申し上げましたように、成るべくならば今日で質疑を打ち切りたいと思いますが、質疑がありましたら御継続願います。速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(佐々木良作君) 速記を始め下さい。質疑はほかにありませんようでしたら、これで打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは物調法の質疑を打ち切りました。討論に入りたいと思います。討論の発言のかたは順次……

○兼岩傳一君 私は本会議で反対討論をいたしますので、その要旨を極く簡潔に述べたいと思います。

物調法の有効期間を一年延期して統制をして行こうとする供給の特に不足する物資というものは一体何であるか。これが国民にとつて非常に重要な問題でありましたので、周東長官にお

第十七部

經濟安定委員会會議録第十号

昭和二十六年三月二十九日

【参議院】

尋ねいたしましたところ、長官は私の質問に対して、日本では何も軍需的なものは作つておらん、こういうことはつきり言われました。又委員の質問に関連して、生活必需品の統制をやるうという事も考えがないということとを答弁いたしておられます。この答弁の前半は真赤な偽りでありまして、あとの半分は本当であります。私はこの周東長官が議事録にはつきり残して嘘を言つて、日本は軍需的なものは製造しておらないということを言つてゐるのに対して、はつきりここに反証を提供しております。それは大蔵省が監修しております財政経済月報によりまして、一月十四日現在の特需の中からちよつと私が拾つて見ましても、鉄条網と鉄柱が千五百万ドル、ロケット弾部品百三十八万ドル、鋼鉄製、木製兵舎が七百六十万ドル、軍用自動車二千五百二十万ドル、兵器の修理加工が二千五百二十五万ドル、合計して五千六百二十三万ドルという大きな数字、大量の兵器を現に日本で作り、これをアメリカに売つておられる。ここに長官のそれに対する答弁が全く偽りであるといふことは非常に明らかなことだと思ひます。さてこれらの特需なんでありますが、朝鮮特需、これはつまり朝鮮のための軍需資材なんでありまして、これが現在二・四億ドル、日本の金にして九百億円以上に上つておられて、これは関連産業は非常に好景氣になつたのでありますが、併し現在むしろ欠乏インフレというやうな形になつて来

ておりまして、例えば物調法、現に問題になつております物調法の統制下におきますところの銑鉄とか、ニッケル、苛性ソーダ等の物価が上つております。加うるに中日貿易、我が党の最も主張しております中日貿易を禁止いたしましたために、中国から買へば一トン十二ドルで買へるものをアメリカから買へば二十五ドルで買つておる。粘結炭を中国から買へば十六ドルで買へるものを二十八ドルで、塩を中国から買へば八ドルで買へるものを二十ドルで買へる。アメリカから買つておる。こういうやうな国の政治の結果、非常に日本の経済が疲弊しておる。半面いわゆる自由党の最も得意とする自由経済のままに放置されております。奥委員も指摘されました味噌、醤油、石鹼、紙、衣料品等の生活必需品は大暴落になつております。只今提出されました物調法の一年延期は、以上申述べましたやうな事態を直して、反対に直して、軍需的なものを減らして平和的なものを増産をして、国民生活の安定を図り、実質賃金の向上を図るというのなら話もわかるのであります。が、事態は全くこれと正反対であります。それは周東長官の私が最初に申述べました答弁で明らかなやうに、さういふ考えは今の政府は持つていないのであります。反対であります。政府は今国民と国会を欺いております。現に周東長官が私の前々回の委員会の質問に對ししても欺瞞の答をしておる。これは今の政

府、自由党の上に築かれております今の政府、吉田政府が、ひそかに日本経済をアメリカの軍備拡張の経済の下請にし、日本を——の——にすゐるための、いわゆる日米経済協力体制を推し進めておる。この統制の延期はそういういつたことに必要な国際的な資材を割当機関に参加するための地均しなのであります。それで私は、すでにこの内閣がドッジ・ラインという名の下の生活を破綻させて来られましたこの内閣が、この法律の改正を一つの段階として、その生活必需品の暴騰、或いは人民生活破綻には見向きもしないで、よその国の軍需生産の下請けになつて、戦争に必要な物資について官僚統制どころか、一歩誤れば祖国を焦土とするやうな大戦争のために、而も外国のために、最悪なる統制をやろうとしておられるという点、これが日本共産党のこの法律の修正に對して根本的に反対するゆゑんであります。以上。

○委員長(佐々木良作君) ほかに御発言ありませんか。

○藤野繁雄君 臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案に對し、私は若干の希望条件を附して賛成するものであります。

元來この法律は國家總動員法等のあとを受け、戦後經濟統制の根柢法として制定せられ、今日まで運用されて来たものであります。その内容においては極めて包括的な委任立法であり、經濟統制に關する全面的な権限を政府

の手に委ねてゐるのであります。このやうな法律の条項が、戦後の民主主義の要求や、或いは經濟の實情に合致しないことは、すでに各方面より指摘せられて来たところであり、この意味において臨時物資需給調整法の全面的な改正が年來強く要求されて来たことは、極めて當然のことと申さねばならないのであります。而して今回その一部改正により、物資需給調整審議會の設置による民意の尊重、或いは主務大臣の権限縮小等、不十分ながらも民間の要望が實現を見るに至りましたことは、從來に比べて一歩前進であるといふことができます。なお変転する世界經濟の推移に對処して重要物資の需給を調節するためにも、本法の延長が必要とせられるのであり、これらの意味合いにおいて本改正案に賛成の意を表する次第であります。

次にその運用に當り、政府において特に留意せらるべき事項を希望条件として申述べることいたします。

即ち第一に、指定生産資材及び指定配給物資の改廃及び追加は、國民經濟に重大なる影響を及ぼすものであるから、原則として国会の承認を経る。緊急の余裕なき場合には、早急に事後の承認を求める。第二に、今後物資需給調整の基本方針、その方法、大要等を決定する場合、特に指定生産資材及び指定配給物資の改廃、追加をなす際には、必ず物資需給調整審議會に諮問すると共に、その報告又は建議はこれを尊重すること、第三に、物資需給調

整審議會の設置に當つては各方面の民意を取入れ、經濟統制に遺憾なきを期することができるよう委員の選任に留意すること、第四に、物資需給調整審議會は、農林漁業者及び中小企業者の生産増強並びに一般消費者の生活確保につき十分留意するよう運営する。

○委員長(佐々木良作君) ほかに御発言ありませんか。

○中川以良君 私は自由党を代表いたしました臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案に對しまして賛意を表しますものであります。

そも、本法律は、政府のまさに国家の宝刀とも言ふべき法律でございます。これが運営に當りましては、政府は極めて慎重でなければならんと存じます。私は今後日本の經濟がいよいよ立派に再建をせられ、生産が増強せられ、國民の生活が安定をせられ、更に日本の再建というものが立派に進んで参りますならば、かような臨時的立法は要らないと存じます。かような意味におきまして、政府は飽くまでこの面において力を尽されまして、この法律に對する対象物資というものをできるだけ局限せらるることを切に切望をいたしますものであります。殊に本委員會の審議の過程におきまして、各委員から極めて立派なる意見が出、政府にいろいろ要望しております。かような國會の意思というものを十分に尊重をせられまして、本法律を運営するに當つて遺憾なきを期せられんことを望むものであります。なかなぐ今回新たにできましたところの物資需給調整審議會の構成に當りましては、飽くまで公正に民間の意見が十分に反映できるような審議會といたしまして、

これを活用せられんことを特に私もは期待をいたしまして本法律案に賛成をいたしますものであります。

○委員長(佐々木良作君) ほかに御発言ありませんか。ほかに御発言もなさうでありますから、ここで討論を打ち切るわけでありまして、討論を打ち切る前に、立法技術上の問題といたしまして、私から念のため発言をお許しを願ひたいと思ひます。

これに類する法律の施行に當りまして、まづ問題になるのではないかと思ふわけであります。若しこの法律が施行された場合に、この法律が施行される前になした行為に對する罰則の適用について或いは疑義が残るかと思ひます。従ひましてその意味の修正をこの法案に加える必要が立法技術上あるのではないかと意見があるわけでありまして、政府におきましては、その立法技術上の問題につきまして、どういふふうにご考慮を願ひますか、念のために一つ伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(小峯柳多君) 只今立法技術上の御指摘がありまして、疑義が残るやせんかという御注意でありました。私どもも御指摘を受けまして、何かさうして頂きますほうが明確になるというふうにご考慮を願ひます。又今までのこれに類似した、或いは物価統制令における最高裁判所の判例等に徴しまして、政府としましてはその附則がありませんでも、ありますものと同じように扱えるという解釈をとつております次第でありまして、この点を御了承願ひたいと思ひます。

○委員長(佐々木良作君) 只今の問題は、そういったしますと丁寧にするならば、

ばそういうふうな修正が必要とも思ふが、従来成立した法律の解釈に鑑みて遺憾なからう、こういうお答えでございますか。

○政府委員(小峯柳多君) さうでございます。

○委員長(佐々木良作君) ではさうに取計られるものと考へまして、私の疑義は一応捨てることといたします。以上で討論すべて終りました。特別に御発言がなければ採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案につきまして採決いたします。臨時物資需給調整法の一部を改正する法律案を原案通り可決することに賛成のかたの挙手を願ひます。

〔挙手者多数〕

○委員長(佐々木良作君) 多数でございます。よりまして本案は原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本會議におきます委員長長の口頭報告の内容につきましては、あらかじめ多数意見者の承認を求めることになつておりますが、これは委員長におきまして、その内容につきましては、本委員會における質疑応答の要旨、討論の要旨及び採決の結果を報告することといたしました。御承認を願ひすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) 異議ないものと認めます。なお委員長が議院に提出する報告書につきまして、多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案を可とせられたかたの御署名を願ひます。

多数意見者署名

永井純一郎 奥 むめお
泉山 三六 九鬼紋十郎
中川 以良 野田 卯一
藤野 繁雄 菊田 七平

○委員長(佐々木良作君) 署名漏れはないと認めますから、これで本案に對する審議は打ち切ります。が、残余の議案、特に外為関係法及び外資関係法につきまます審議を続行したいと思ひますが、ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(佐々木良作君) 速記開始。それでは打合せによりまして、これでは本委員會を一応休憩いたしまして、午後一時に再開したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(佐々木良作君) それでは休憩に入ります。

午後十一時十八分休憩
午後二時三十五分開會

○委員長(佐々木良作君) それでは再び会いたします。速記をとめて下さい。

午後二時三十分速記中止
午後四時五十九分速記開始
○委員長(佐々木良作君) 速記を始め下さい。では本日はこれにて散会いたします。

午後五時散會
出席者は左の通り。

委員長 佐々木良作君
理事 永井純一郎君
委員 奥 むめお君
泉山 三六君

國務大臣 周東 英雄君
外務省管理 大久保太三郎君
委員 外務省管理 牛場 信彦君
外務省管理 小峯 柳多君
經濟安定本部 河野 通一君
經濟安定本部 増岡 尚士君
經濟安定本部 前谷 秀夫君
經濟安定本部 賀屋 正雄君
外資委員會 桑野 仁君
事務局長 渡邊 一郎君

事務局長 賀屋 正雄君
常任委員 桑野 仁君
常任委員 渡邊 一郎君
常任委員 桑野 仁君
常任委員 渡邊 一郎君